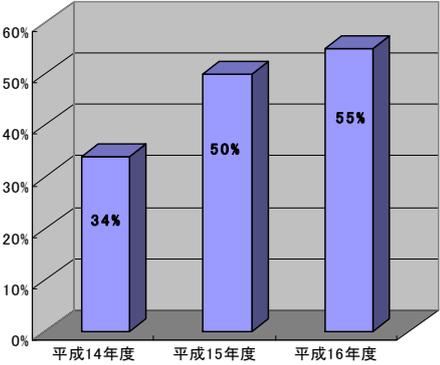


施策名	評価専担組織としての政策評価の実施		担当部局名	行政評価局総務課 政策評価審議室										
<p>上位政策との関係(上位政策目標への貢献)</p>	<p>(統一性・総合性確保評価) 上位政策である「政策評価の推進による効果的かつ効率的な行政の推進及び行政の国民への説明責任の徹底」のうち「効果的かつ効率的な行政の推進」のためには、各府省が所掌する政策について自ら政策評価を行うのみならず、各府省とは異なる評価専担組織としての総務省が、府省の枠を超えて、政策の総合性等を担保するため、各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、その評価結果を関係府省における政策へ反映させることが重要。 そのため、「評価結果の関係府省における政策への反映状況」を指標として設定。</p> <p>(客観性担保評価活動) 上位政策である「政策評価の推進による効果的かつ効率的な行政の推進及び国民への説明責任の徹底」のうち、「効果的かつ効率的な行政の推進」のためには、各府省において、これに資する政策評価が的確に行われることが重要。 客観性担保評価活動(各府省の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価の実施に至る一連の評価活動)の結果は、各府省が行う政策評価の質の向上を通じた評価の実効性の確保を図ることにつながり、ひいては、「効果的かつ効率的な行政の推進」に貢献することになるもの。 そのため、審査結果等を踏まえた各府省の評価の実施状況及び質の向上の状況、審査指摘事項の各府省における改善状況を指標として設定。</p>													
<p>主な指標の状況</p>	<p>主な指標等</p> <p>総務省が行った評価の結果の関係府省における政策への反映状況</p>	<p>目標値</p> <p>評価結果の関係府省における政策への反映</p>	<p>目標年度</p> <p>毎年度</p>	<p>平成14年度</p>	<p>平成15年度</p> <p>平成14年度に評価結果を取りまとめたもののうち2件の統一性・総合性確保評価について、関係府省において政策評価結果の反映が行われている。</p>	<p>平成16年度</p> <p>平成15～16年度に評価結果を取りまとめたもののうち5件の統一性・総合性確保評価について、関係府省において政策評価結果の反映が行われている。</p>								
	<p>審査結果等を踏まえた各府省の評価の実施状況及び質の向上の状況、審査指摘事項の各府省における改善状況(実績評価方式における目標の数値化等の割合、目標期間の設定状況、目標達成度合いの判定方法の明確化状況、アウトカムに着目した指標の設定状況等)</p>	<p>数値化等の割合の向上(15年度の実績は約5割)</p>	<p>毎年度</p>	<p>・「実績評価方式における目標の数値化等の割合」については、以下のグラフのとおり毎年度向上</p>  <table border="1" data-bbox="922 1413 1362 1778"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年度</td> <td>34%</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>55%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・「目標期間の設定」についても、設定されているものの割合は、平成14年度37% → 平成15年度50% → 平成16年度55%と向上</p> <p>・「目標達成度合いの判定方法の明確化」については、判定方法や基準を明示している府省は引き続き少なく、「アウトカムに着目した指標の設定」についても、全体として約3割程度の設定状況</p>			年度	割合 (%)	平成14年度	34%	平成15年度	50%	平成16年度	55%
年度	割合 (%)													
平成14年度	34%													
平成15年度	50%													
平成16年度	55%													

『平成17年度施策実施状況調書』

予算執行を主とするもの	事業名	概要	○年度	○年度	○年度
	—	—	—	—	—
施策の主な実施手段の状況	項目	概要			
	(統一性・総合性確保評価)				
	① 平成16年度に実施した政策評価(6件)				
	テーマ名				意見通知・公表時期
	経済協力(政府開発援助)に関する政策評価(総合性確保評価)				平成16年4月
	検査検定制度に関する政策評価(統一性確保評価)				平成16年4月
	少子化対策に関する政策評価—新エンゼルプランを対象として—(総合性確保評価)				平成16年7月
	湖沼の水環境の保全に関する政策評価(総合性確保評価)				平成16年8月
	留学生の受入れ推進施策に関する政策評価(総合性確保評価)				平成17年1月
	大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価(総合性確保評価)				(調査実施中)
	② 平成16年度に関係府省において評価の結果を政策に反映させた政策評価(5件)				
	テーマ名				意見通知・公表時期
	リゾート地域の開発・整備に関する政策評価(総合性確保評価)				平成15年4月
	障害者の就業等に関する政策評価(総合性確保評価)				平成15年4月
	政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価(統一性確保評価)				平成15年6月
	特別会計制度の活用状況に関する政策評価—歳入歳出決算における表示内容を中心として(統一性確保評価)				平成15年10月
	少子化対策に関する政策評価—新エンゼルプランを対象として—(総合性確保評価)				平成16年7月
	<p>当局が実施した政策の評価の結果及び各府省における政策への反映状況については、別添1参照。</p>				
	(客観性担保評価活動)				
	<p>客観性担保評価活動のうち、平成16年度においては、実施手続等における客観性・厳格性の達成水準等に関する審査及び改めて政策評価を行うこと等が必要ではないかとの観点から各行政機関に事実関係や考え方の照会等を行う認定関連活動を次のとおり実施</p>				
	<p>○審査活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 概算要求に向けて行われた政策評価を中心に、個別審査(行政機関ごとにかつ個々の政策評価について個別に行う点検)を行った。対象とした政策評価は、研究開発、公共事業及び政府開発援助の3分野を除く一般の政策に関するもの。対象とした政策評価の件数は、16の行政機関に係る計786件、平成16年8月から17年3月にかけて、審査結果を順次関係機関に通知、公表 個別審査結果を基に横断的に分析を行うとともに、研究開発、公共事業及び政府開発援助の3分野について、それぞれに定められている評価指針や評価要領、分析マニュアル等の下で、各行政機関における政策評価がどのように行われているかについて整理・分析を行った。対象とした政策評価の件数は、個別審査の対象とした786件を含む17の行政機関に係る計11,103件、審査結果を平成17年3月18日に関係機関に通知、公表 				
	<p>上記の審査の結果、次のような課題を提起</p> <ul style="list-style-type: none"> 実績評価では、目標に関し達成しようとする水準を数値化などにより具体的に特定 事業評価では、事前評価について、政策の実施により得ようとする効果を明確化するとともに、事後評価の実施による得られた効果を検証 評価の全体を通じた課題として、事務事業レベルの政策について事後評価又は事後的な検証を充実 				
	<p>制度の企画・運用を主とするもの</p>				

- ・研究開発を対象とする評価では、外部評価の実施と数量的指標を活用
- ・個々の公共事業評価では、評価手法の一層の充実と外部からの検証可能性の一層の促進
- ・個々の政府開発援助の評価では、事前評価における成果目標の達成水準を具体的に特定するとともに、政策レベルの事後評価において、個々のプロジェクトの検証結果も含めた総合的な評価が行われることも有益であり、その仕組みについて、実施要領のような形で枠組みや手順を明確化
- ・総合評価では、評価設計の十分な検討と情報データの着実な整備

○認定関連活動

- ・認定関連活動として、11件(7行政機関)の政策評価について事実関係の把握・整理を行い、その取組結果を平成17年3月18日に公表

情報提供等を主とするもの、その他

項目 概要

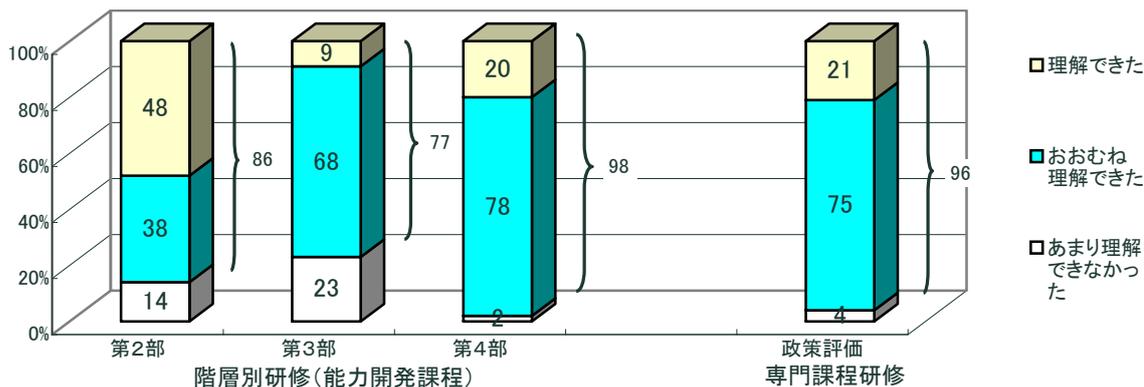
(業務改善への取組状況)

【統一性・総合性確保評価】

・当局職員の政策評価に関する資質の向上を図るため、平成16年度においても、政策評価業務を含む当局業務全体に関する階層別研修、専門課程研修を実施した。受講者を対象とするアンケート調査によると、全体のおおむね80%以上の者が「理解できた」または「おおむね理解できた」としている。

平成16年度理解度調査結果

(単位: %)



(注) 1 階層別研修については、評価専任組織としての総務省の政策評価に係る研修内容についての理解度
2 アンケート回答者数は、別添2の受講者数と同じ。

【客観性担保評価活動】

- ・審査活動の結果の取りまとめに当たり、各府省の政策評価の質が前年度よりも向上しているかという観点で行った。
- ・認定関連活動について、事実関係の整理の進め方、結果の公表の仕方を明らかにし、活動の円滑な実施に努めた。
- ・政策評価に関する情報収集活動等の強化(情報の継続的蓄積、共有体制の整備等)を図った。

本施策に関する課題等の状況

(統一性・総合性確保評価)

1 質の一層の向上

- ① 外部知見の活用
 - ・政策評価分科会における、政策評価テーマの選定時及び個別テーマの計画段階等での意見聴取
 - ・個別テーマとして評価対象とする政策に関する各政策分野において専門的な知見を有する学識経験者から構成される研究会を開催し、政策の効果の発現状況の把握方法等について意見聴取
- ② 国内外における評価の取組事例等の動向の把握、これを踏まえた調査分析方法等の検討・実施
- ③ 実施体制の整備

予 制 (情)

『平成17年度施策実施状況調書』

	<p>2 政策評価と予算・決算との連携の強化 ① 予算制度改革の中での政策群の府省横断的な検証において、政策評価の活用を図るために、政策群について評価の方法、実施時期等を引き続き検討 ② 実施体制の整備</p>			
	<p>(客観性担保評価活動) 各府省における個別の評価の水準を向上させる見地からの審査及び認定関連活動の一層の推進</p>	予	制	情
<p>本施策に関する専門家の意見等</p>	<p>平成17年6月、昨年度に引き続き、国立国会図書館の田辺智子氏に評価書案を提示して意見を聴取し、指標の設定状況等について、前回に比べ分かりやすくなったとの評価をいただいた。</p>			
<p>本施策に関する主な資料</p>	<p>統一性・総合性確保評価の評価結果 (http://www.soumu.go.jp/hyouka/kekatou.htm) ・ リゾート地域の開発・整備に関する政策評価書(平成15年4月15日公表) ・ 障害者の就業等に関する政策評価書(平成15年4月15日公表) ・ 政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価書(平成15年6月6日公表) ・ 特別会計制度の活用状況に関する政策評価書―歳入歳出決算における表示内容を中心として―(平成15年10月24日公表) ・ 少子化対策に関する政策評価書―新エンゼルプランを対象として―(平成16年7月20日公表)</p> <p>各府省が実施した政策評価の点検結果-評価法3年目の状況と今後の課題-(平成17年3月18日公表) (http://www.soumu.go.jp/hyouka/index.htm)</p>			

1 リゾート地域の開発・整備に関する政策評価（総合性確保評価）

政策の評価の結果の概要	政策の評価の結果の政策への反映状況
<p>○ 評価の観点 総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）に基づき、主務省（総務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）等が行う総合保養地域の整備の促進に関する政策を、総合的かつ計画的に進めていくことなどにより所期の効果を上げているかという観点から評価を実施</p> <p>○ 評価の結果 基本方針及びこれに沿った基本構想において想定されたようには特定施設の整備は進んでいない 等</p> <p>○ 意見 ① 本政策をこれまでと同じように実施することは妥当でなく、社会経済情勢の変化も踏まえ、政策の抜本的な見直しを行う必要があり、そのためには、まず、主務大臣が定める基本方針及び道府県の同意（承認）基本構想の徹底した見直しを行うことが必要 ② 同意（承認）基本構想の見直しについては、道府県において政策評価を行うことが望ましく、主務省としては、道府県における確かな政策評価の実施が図られるよう、所要の措置を講ずることが必要</p>	<p>関係行政機関は、評価結果を踏まえ、次のとおり、政策への反映を図っている。</p> <p>① 基本方針の見直し 近年の社会経済情勢を踏まえ、平成16年2月25日、総合保養地域整備法第1条に規定する整備に関する国の基本方針を全面的に変更した。 変更された基本方針においては、 i) 都道府県において、これまでの総合保養地域の整備について政策評価を行い、同意基本構想を抜本的に見直すこと。見直しの結果、特定地域全体として実現性が見込まれない場合には、同意基本構想を廃止すること、 ii) 総合保養地域の整備は、需要の見通しを踏まえ、整備の工程を明らかにした上で、時間管理概念を持って計画的に進めること、 iii) 都道府県においては、今後も政策評価を行い、同意基本構想を適時・適切に見直すものとする こと 等を掲げている。</p> <p>② 都道府県に対する措置 基本方針の変更について、平成16年3月17日に主務省担当局長名の都道府県知事あて文書（「総合保養地域整備法第1条に規定する整備に関する基本方針の変更について（通知）」）等により、基本方針の変更の趣旨及び内容について各都道府県に周知徹底を図るとともに、都道府県においてこれを踏まえて適切に同意基本構想が見直されるよう通知した。 現在、道府県において、基本方針の変更を踏まえ、同意基本構想について、廃止を含めた見直しが進められている。</p> <p>【関係行政機関】 総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省</p>

2 障害者の就業等に関する政策評価（総合性確保評価）

政策の評価の結果の概要	政策の評価の結果の政策への反映状況
<p>○ 評価の観点 障害者の就業等に関して関係行政機関が講じている政策が総合的に実施されることにより効果を上げているか等について評価を実施</p> <p>○ 評価の結果 本政策の実施に当たっては、養護学校等（高等部）と公共職業安定所等とが相互に連携協力し、養護学校等（高等部）の生徒・卒業者に対して指導及び支援を総合的に実施していくことが、生徒・卒業者の就業の促進や職業生活への適応とその定着に効果的であること等</p> <p>○ 意見 ① 関係機関相互の連携協力による総合的な指導及び支援を一層推進すること。 ② 知的障害者を教育する養護学校（高等部）における現場実習の履修の機会を確保すること。</p>	<p>関係行政機関は、評価結果を踏まえ、次のとおり、政策への反映を図っている。</p> <p>① 養護学校等（高等部）と公共職業安定所、地域障害者職業センター等労働関係機関の連携協力 i) 都道府県や政令指定都市の教育委員会の指導主事を対象とした「特別支援教育担当指導主事会議」（平成15年5月27日開催）等において、評価結果等について説明し、公共職業安定所、地域障害者職業センター等労働関係機関との連携協力を求めた。これらには、厚生労働省の関係部局の担当者も出席した。 また、平成16年度においても教育委員会の指導主事を対象とした「特別支援教育担当者会議」を開催し、関係機関が連携した就業支援の在り方についての実践研究の成果を周知した。このほか、関係機関の連携協力体制の構築を促進するため、特別支援教育推進体制モデル事業において教育、労働、福祉、医療等の行政関係部局からなる横断的な組織（特別支援連携協議会）が各都道府県に設置された。 ii) 各都道府県労働局及び全国の公共職業安定所に対して、全国障害者雇用担当官会議（平成16年2月3日開催）等において、養護学校等（高等部）との一層の連携を図り、その生徒・卒業生の</p>

	<p>雇用の促進に努めるよう指示した。 平成16年度も引き続き、上記の会議を開催し、同様の指示を行った。 これらの結果、 ア 全国の公共職業安定所において、進路相談への参加、職業相談、就職面接会の開催及び職場実習先の開拓のほか、就職後の職場適応指導等、各段階において養護学校等（高等部）との連携による就職支援の実施、 イ 障害者雇用に関し幅広く情報交換を行い、障害者やその家族からの相談や情報提供に対応するためのネットワークを構築することを目的とした「障害者雇用連絡会議」（公共職業安定所が中心となり、労働基準監督署、福祉機関、教育機関、人権擁護機関等が参加）の開催等が行われている。 iii) これらの取組もあり、高等学校の卒業生に対する就職者の割合（以下「就職率」という。）は、平成16年3月では対前年比で0.1ポイントの向上に止まっているが、養護学校等（高等部）の卒業生就職率は、平成16年3月卒業生1万2,473人のうち2,544人（20.4%）で前年度と比較して1ポイント向上し、うち、知的障害養護学校（高等部）においては、卒業生9,414人のうち2,180人（23.2%）で前年度と比較して0.8ポイント向上した。</p> <p>② 現場実習の履修の機会の確保 i) 上記① i) の「特別支援教育担当指導主事会議」において、現場実習を増やすこと、さらに、指導主事や教員が出席する「特別支援教育課程等研究協議会」（平成15年10月11日開催）において、就業体験の充実を含む新学習指導要領について説明し、障害種別ごとに現場実習の履修の機会を増やすことについて趣旨の徹底を図った。 平成16年度も上記と同様の会議を開催し、引き続き同様の趣旨の徹底を図っている。 ii) これらにより、全国特殊学校長会による公立の知的障害養護学校（高等部）を対象にした調査結果では、1学年から就業体験を開始している割合は、平成14年度の425校のうち219校（51.5%）から16年度の436校のうち250校（57.3%）と5.8ポイント向上した。</p> <p>【関係行政機関】 文部科学省、厚生労働省</p>
--	--

3 政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価（統一性確保評価）

政策の評価の結果の概要	政策の評価の結果の政策への反映状況
<p>○ 評価の観点 政府金融機関等による公的資金の供給について、「民間金融の補完機能の発現状況」及び「資金供給手法の効率性」の観点から、統一的に評価を実施</p> <p>○ 評価の結果 ① 政府金融機関等による公的資金の供給は、一定程度民間金融を補完している状況にあると推測されるが、貸出しの対象等によっては、民間金融機関との競合が生じる場合もある ② 市場機能や民間金融機関を活用したより間接的な資金供給手法（部分保証方式など）に</p>	<p>関係行政機関は、評価結果を踏まえ、次のとおり、取組を進めている。</p> <p>① 中長期的な観点からの貸出残高の縮減 各政府金融機関等において、貸出残高の縮減を図るため、毎年度の貸付計画額の縮減や、融資率の引き下げ等の措置を講じている。また、民間金融機関の補完の観点から、国際協力銀行等において輸出金融に係る先進国関係の業務、輸入金融に係る資源関係以外の貸付業務の廃止などの業務の見直しが行われている（別紙1参照）。</p> <p>② 最適な資金供給手法の選択 中小企業金融公庫等において、証券化支援業務の導入やリスクに見合った金利体系の改善等を行うなど、それぞれの機関の政策目的、業務の性質等を踏</p>

おいても、貸出しの対象等によっては、一定の効率性を確保できる可能性がある等

○ 意見

今後、政府金融機関等による公的資金の供給が、一層の効率性の向上を図りつつ、民間金融の補完機能を適切に果たすためには、

- ① 民間金融機関の機能回復・強化の状況を踏まえながら、中長期的な観点からは、政府金融機関等に係る貸出残高の縮減を図ること。
- ② 市場機能や民間金融機関を活用したより間接的な手法を十分考慮し、個々の政策目的や、証券化の可能性など当該貸出しが有する性質に応じ、最適な資金供給手法の選択を行っていくこと。
- ③ 以上のほか、政府金融機関等が保有する貸付資産の証券化の拡充に向けて検討を進めていくこと。また、総合的なリスク管理手法を講じることにより、リスクを定量的に把握し、適切に管理するとともに、リスク情報について国民に対し積極的に開示を行っていくこと。

まえた資金供給の手法が取り入れられている（別紙1参照）。

- ③ 貸付資産の証券化の拡充や適切なリスク管理等住宅金融公庫等において、民間金融機関による長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援する証券化支援事業等の措置が講じられている（別紙1参照）ほか、証券化技術の進展、市場の動向、証券化のコスト、当該機関の業務の性質等を踏まえつつ、貸付資産の証券化の必要性について検討が進められている。

また、各政府金融機関等において、ALM管理（資産・負債の総合管理）等の導入やリスク管理体制の整備・拡充が行われているほか、リスク管理債権等のリスク情報については、民間金融機関と同様の基準により開示が行われている。

【関係行政機関】

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省
農林水産省、経済産業省、国土交通省

4 特別会計制度の活用状況に関する政策評価－歳入歳出決算における表示内容を中心として－

（統一性確保評価）

政策の評価の結果の概要	政策の評価の結果の政策への反映状況
<p>○ 評価の観点 各特別会計相互間の比較可能性に留意しつつ、負担と受益の対応関係といった歳入と歳出の構造の明確化に資することとなっているかとの観点から、特別会計制度の活用状況について、歳入歳出決算における表示内容を中心として統一的に評価を実施</p> <p>○ 評価の結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 手数料、保険料等収入などの用途が限定されている歳入について、歳入又は歳出のいずれか一方のみしか区分されていないものや歳入・歳出ともに区分されていないものなどが一部ある状況 ② 「剰余金」の額が明らかにされていないものが一部ある状況 ③ 工事箇所等別に係る歳入又は歳出のいずれか一方のみしか区分されていないものや歳入・歳出ともに区分されていないものなどが一部ある状況 等 <p>○ 意見 各特別会計における当該特別会計の経理対象事業等の運営とその成果の評価を容易に行い得る環境を整備し、特別会計相互間の比較ができるよう、各特別会計の説明責任に基づく情報提供の更なる充実を図るためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 用途が限定されている歳入については、その内容と費消先が明確にされることが必要 ② 各特別会計で表示内容にばらつきのある処理の対象となる「剰余金」については、その内容が明確に表示されることが必要 ③ 事業規模等を勘案しつつ、経理対象事業等別や工事箇所等別の歳入及び歳出を区分して表示されることが必要 等 <p>(注) 評価対象とした31の特別会計（勘定数の合計で64勘定）のうち、国立病院特別会計（病</p>	<p>関係行政機関は、評価結果を踏まえ、次のとおり、取組を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 歳入と歳出の構造 「手数料等収入」、「一般会計の負担・補助」などの歳入の内容と費消先の明確化については、延べ69勘定中延べ68勘定において、新たな特別会計財務書類（「新たな特別会計財務書類について」（平成15年6月30日付け財政制度等審議会報告）に基づき平成14年度決算から作成・公表しているもの）や省庁別財務書類（「省庁別財務書類の作成について」（平成16年6月17日付け財政制度等審議会報告）に基づき平成14年度決算から作成・公表しているもの）の表示を見直した（別紙2参照）。 このほか、新たな特別会計財務書類や省庁別財務書類において更なる表示の明確化を行っているものが、延べ5勘定ある。 ② 複数年度にわたる歳入と歳出の構造 「剰余金」等の内容の明確化については、延べ20勘定中延べ18勘定において、新たな特別会計財務書類や省庁別財務書類の表示を見直した（別紙2参照）。 このほか、新たな特別会計財務書類や省庁別財務書類等において更なる表示の明確化を行っているものが、延べ24勘定ある。 ③ 歳入と歳出の構造に係る詳細情報 経理対象事業等別や工事箇所等別の歳入及び歳出の区分表示等については、12勘定中11勘定において、歳入歳出決定計算書の添付書類又は新たな特別会計財務書類や省庁別財務書類の表示を見直した（別紙2参照）。 このほか、新たな特別会計財務書類や省庁別財務書類等において更なる表示の明確化を行っているものが、24勘定ある。 <p>【関係行政機関】 国家公安委員会・警察庁、総務省、法務省</p>

院勘定及び療養所勘定)については、平成16年度から、国立高度専門医療センター特別会計に改正されている。

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省
経済産業省、国土交通省

5 少子化対策に関する政策評価—新エンゼルプランを対象として— (総合性確保評価)

政策の評価の結果の概要	政策の評価の結果の政策への反映状況
<p>○ 評価の観点 少子化対策について、「新エンゼルプラン」に掲げる政策が、関係行政機関の連携の下に、総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から、一括して、全体として評価を実施</p> <p>○ 評価の結果 新エンゼルプランの各種施策が推進されることにより、仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感が緩和・除去され、子どもを持ちたいと思えるようになり、出生数が増加し、合計特殊出生率も上昇するという脈絡を設定して分析・評価した。</p> <p>① 「仕事と子育ての両立に係る負担感」は、いまだ十分とはいえないものの、総じて緩和されてきているが、「子育てそのものの負担感」は、必ずしも緩和されているとはいえない。その原因として、子育てに伴う経済的な負担感が増大していることが挙げられる。また、専業主婦家庭は、共働き家庭に比べ、「子育てそのものの負担感」が大きいものとなっている。</p> <p>② 施策に関する住民アンケート調査において、「仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備」、「教育に伴う経済的負担の軽減」などについて特に充実が望まれている等の結果が出ている。</p> <p>○ 意見 関係省において、少子化対策を効果的に推進していくため、平成16年中に策定することが予定されている新エンゼルプランの策定に際しては、現下の厳しい財政状況を踏まえつつ、子育てに伴う経済的な負担感の緩和や、子育て中の専業主婦家庭の負担感の緩和に資する施策を充実するとともに、それぞれの分野内の施策について、当省のアンケート調査結果を参考に重点化を図ることが必要</p>	<p>関係行政機関は、評価結果を踏まえ、次のとおり、政策への反映を図っている。</p> <p>新エンゼルプランに代わる新たなプラン（新エンゼルプラン）として、平成16年12月に「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン。平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）を策定した。</p> <p>新たに策定された子ども・子育て応援プランは、これまでのプランが保育関係事業を中心に目標設定していたのに対し、育児休業など、幅広い分野で具体的な目標を設定し、地域の子育て支援についても、「働いている、いないにかかわらず、親と子の育ち」を地域で支えるきめ細かな子育て支援の展開など、すべての子どもと子育てを大切にするという考え方を基本に策定されている。</p> <p>子育てに伴う経済的な負担感の緩和に関しては、子ども・子育て応援プランにおいて計画期間中の検討課題として「地域や家族の多様な子育て支援、働き方に関わる施策、児童手当等の経済的支援など多岐にわたる次世代育成支援施策について、総合的かつ効率的な視点に立って、その在り方等を幅広く検討する」としている。</p> <p>【関係行政機関】 文部科学省、厚生労働省、国土交通省</p>

(別紙1)

政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価(統一性確保評価)

(主な取組を行った事例)

- ① 中長期的な観点からの貸出残高の縮減
 - i) 貸付計画額を順次削減 (国際協力銀行等)
 - ii) 一般有料老人ホームへの融資率の引下げ(70%→30%)等を実施 (福祉医療機構)
 - iii) 平成14年度出融資計画から、輸出金融に係る先進国関係の業務、輸入金融に係る資源関係以外の貸付業務等を廃止 (国際協力銀行)
 - iv) 融資対象事業について平成15年度から17年度にかけて98事業を廃止、貸付期間の短い融資の原則廃止等 (日本政策投資銀行)
 - v) 中小企業等資金、生活衛生資金の特別貸付制度に1年から3年の取扱期限を設定したほか、政策意義の薄れた制度を廃止 (沖縄振興開発金融公庫)
 - vi) 臨海土地造成事業、市街地再開発事業等の地域開発事業について、平成15年度から新規貸付を停止 (公営企業金融公庫)
 - vii) 特別貸付制度について、制度の期限を原則1年と設定したほか、12貸付26資金を、平成17年度には8貸付18資金に統廃合 (国民生活金融公庫)
 - viii) 食品安定供給施設整備資金について、国内取引額が一定額以上の者に限定すること等による融資対象の縮減等を実施 (農林漁業金融公庫)
 - ix) 特別貸付について、制度の期限を原則1年と設定するとともに毎年見直しを行い、貸付制度数を縮減 (中小企業金融公庫、商工組合中央金庫)
- ② 最適な資金供給手法の選択
 - i) 製品輸入保証、日系企業現地通貨建債券保証等を創設 (国際協力銀行)
 - ii) PPP(官民協力により社会資本整備や行政サービスを提供する手法)や都市再生等に資するファンド出資の制度を創設 (日本政策投資銀行)
 - iii) 民間金融機関の証券化を支援するための法改正による制度の導入、無担保貸付制度等の導入においてリスクに見合った金利の設定を実施 (沖縄振興開発金融公庫)
 - iv) リスクに見合った金利を上乗せした融資制度の拡充等を実施 (国民生活金融公庫)
 - v) 農業近代化資金制度を拡充し、公庫の融資枠を縮減するとともに、民間融資との分担ルール(公庫資金は、原則、民間金融機関に利子補給する農業近代化資金で対応できないものについて対応)を明確化 (農林漁業金融公庫)
 - vi) 民間金融機関等による無担保融資を推進するため、証券化支援業務を平成16年7月から導入 (中小企業金融公庫)
 - vii) 民間金融機関による長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援する証券化支援事業を平成15年10月から導入 (住宅金融公庫)
 - viii) 担保免除特例制度等の導入においてリスクに見合った金利の設定を実施するとともに、基準金利について、貸付期間5年までは長期プライムレートとし、5年超は財投金利のイールドカーブをさせる見直し等を実施 (中小企業金融公庫、商工組合中央金庫)
 - ix) 民間資金の一層の活用を図るため、協調融資の枠組みについて定めた「社会福祉施設に対する貸付に係る覚書」を民間金融機関との間で締結(平成17年3月末現在、73機関) (福祉医療機構)

貸付資産の証券化の拡充や適切なリスク管理等

 - i) 平成15年度にインドネシア政府向け貸付債権の流動化を実施 (国際協力銀行)
 - ii) 民間金融機関の貸付債権の流動化を組み入れた金融スキームを創設しCLO(ローン担保証券)及びCBO(社債担保証券)を活用 (日本政策投資銀行)
 - iii) 民間金融機関等による無担保融資を推進するための証券化支援業務及び自己型の証券化業務を平成16年7月から導入 (中小企業金融公庫)
 - iv) 民間金融機関による長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援する証券化支援事業を実施 (住宅金融公庫)
 - v) CLO等の取組を実施 (商工組合中央金庫)

(別紙2)

特別会計制度の活用状況に関する政策評価－歳入歳出決算における表示内容を中心として－

(統一性確保評価)

(主な取組を行った勘定の例)

① 歳入と歳出の構造

手数料等収入等の歳入の内容とその費消先がともに区分されておらず、歳入と歳出の対応関係が明らかにされていなかった次の勘定については、新たな特別会計財務書類や省庁別財務書類の表示を見直した。

- i) 手数料等収入：厚生保険特別会計の業務勘定、労働保険特別会計の労災勘定及び雇用勘定、農業共済再保険特別会計の農業勘定、治水特別会計の治水勘定、港湾整備特別会計の港湾整備勘定
- ii) 一般会計の負担・補助：厚生保険特別会計の年金勘定及び業務勘定、労働保険特別会計の雇用勘定、農業共済再保険特別会計の農業勘定、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定及び業務勘定
- iii) 前年度からの受入れ等：国民年金特別会計の業務勘定、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定

② 複数年度にわたる歳入と歳出の構造

借入れ・証券発行等の年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係が明らかにされていなかった次の勘定については、新たな特別会計財務書類や省庁別財務書類の表示を見直した。

- i) 新規・借換えの別：国営土地改良事業特別会計、都市開発資金融通特別会計
- ii) 返済期間の別：国営土地改良事業特別会計、都市開発資金融通特別会計、空港整備特別会計

③ 歳入と歳出の構造に係る詳細情報

歳入、歳出ともに区分されておらず、経理対象事業等別の歳入と歳出の対応関係等が明らかにされていなかった、あるいは特別の資金（積立金等）等の年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係が明らかにされていなかった次の勘定については、歳入歳出決定計算書の添付書類又は新たな特別会計財務書類や省庁別財務書類の表示を見直した。

- i) 経理対象事業等別：農業共済再保険特別会計の農業勘定、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、都市開発資金融通特別会計
- ii) 特別の資金：地震再保険特別会計、自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定及び保険料等充当交付金勘定
- iii) 一般会計の負担・補助の繰延べ：厚生保険特別会計の年金勘定、国民年金特別会計の国民年金勘定
- iv) 借入れ・証券発行等：国営土地改良事業特別会計、港湾整備特別会計の港湾整備勘定

(注) 勘定がない特別会計については、1勘定とみなして特別会計名を記載した。

行政評価局の職員研修体系の概要

区 分		研修対象者	研修の目的	受講者数 (平成16年度)
階層別研修	第1部	新規採用職員	行政評価局の業務の基本的な知識の習得	41
	第2部	採用後3年を経過した職員	行政評価局の業務の実施に必要な具体的知識・技能の修得	7
	第3部	採用後10年を経過した職員(係長クラス)	行政評価局の業務の実施に必要な実践的知識・技能の修得、広い視野を兼ね備えた職員の育成	36
	第4部	地方事務所の管理職クラス	行政評価局の業務の監督者としての職務と責任の遂行に必要な能力及び資質の向上	30
専門課程研修	政策評価	所属長の推薦を受けた職員	政策評価の手法等の知識・技術の修得	87
	会計基礎		企業会計に関する基礎知識の修得	55
	経営分析		経営分析に必要な基礎知識の修得、分析能力の開発	63
	統計基礎		政策評価及び行政評価・監視に関する調査等で必要となる統計的調査及びその分析の基礎知識の修得	26
	独立行政法人		独立行政法人評価の業務に関する基礎的知識の修得	89